

# ネットに関わる生徒指導に使える！オススメ情報

## 子どもたちに提示したい「客観的な事実」と「効果的な教材」

予防的なアプローチや、「大人の常識」を伝える際には、「客観的な事実」や「効果が期待される教材」を子どもたちに提示し、「子どもたち自身、子どもたちどうしで考える機会」を作りましょう。特に予防的なアプローチにおいては、「もしもこんな被害(トラブル)にあったら、すぐに相談してほしい」という「提示の仕方」が、被害予防、加害予防の両方に効果的です。



### ◎「客観的な事実」その1 「軽はずみな行為でも法に触れる可能性があります」

<p>・名前や学校名など個人が特定できる情報とともに、悪口などの相手を罵倒する内容をネット上に掲載、投稿する。</p> <p><b>侮辱罪</b></p> <p>拘留(30日未満) または 科料(1万円未満)</p>	<p>・好意を持っている相手に、相手が嫌がっているにもかかわらず、一方的に何度も繰り返しメールを送信する。</p> <p><b>ストーカー規制法違反</b></p> <p>懲役1年以下 または 罰金100万円以下</p>	<p>・相手の生命や身体、自由、名誉、財産に危害を加える内容を(例えば半分であっても)メールで送信する。</p> <p><b>脅迫罪</b></p> <p>懲役2年以下 または 罰金30万円以下</p>
<p>・名前や学校名など個人が特定できる情報とともに、相手の社会的評価を低下させる画像や動画をネット上に掲載、投稿する。</p> <p><b>名誉毀損罪</b></p> <p>懲役3年以下 または 罰金50万円以下</p>	<p>・相手の社会的信用を傷つける内容を(例えば半分であっても)SNSで拡散し、業務等を妨害する(バイトテロなど)。</p> <p><b>信用毀損罪 業務妨害罪</b></p> <p>懲役3年以下 または 罰金50万円以下</p>	<p>・撮影した友人の裸体の画像や動画を、(例えば半分であっても)別の友人に送付したり、SNSのグループ内で共有する。</p> <p><b>児童ポルノ禁止法違反</b></p> <p>懲役3年以下 または 罰金100万円以下</p>

### ◎「客観的な事実」その2 「SNS等に起因する被害に関する具体的データの提示」

『警察庁サイバー犯罪対策プロジェクト(統計)』  
<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/index.html>

「SNS等に起因する被害児童の現状と対策」等についての過去から最新までのデータを閲覧することができます。

学級会やホームルームにおける話題源として、ネット教育における教材作成時の参考資料として、先生方の自己研鑽の資料として等、色々な活用が可能です。

活用例の参考文献: 竹内和雄著「スマホ時代に対応する生徒指導・教育相談」ほんの森出版

### ◎効果が期待される教材例

長野県&ソフトバンク(株)次世代を担う子ども支援プロジェクト  
 鉄拳さん制作パラパラ漫画『ずっとともだち』  
<https://youtu.be/jx0y9bwxlJg>

大田市出身の「鉄拳」さん(吉本興業所属)による作品。親友どうしの些細な誤解から生じたネットトラブルを題材に、子どもたちに「つながり」の大切さを伝える作品です。

## ネットトラブルについての相談窓口

<p>◆長野県警察本部サイバー犯罪対策室 026-233-0110(代表) 詐欺・窃盗・わいせつ、不法売買などのサイバー犯罪被害についての相談窓口です。</p>	<p>◆長野県内の消費(国民)生活センター <a href="http://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map20.html">http://www.kokusen.go.jp/map/ncac_map20.html</a> ワンクリック詐欺、不法請求などお金にまつわるトラブルの相談窓口です。</p>
<p>◆インターネット・ホットラインセンター <a href="http://www.internethotline.jp/index.html">http://www.internethotline.jp/index.html</a> 違法サイトや有害サイトを通報すると、警察への情報提供や削除依頼等をしてくれます。</p>	<p>◆違法・有害情報相談センター <a href="http://www.ihaho.jp/">http://www.ihaho.jp/</a> 違法・有害情報に対する削除等の方法を案内してくれます。</p>
<p>◆迷惑メール相談センター <a href="https://www.dekko.or.jp/soudan/index.html">https://www.dekko.or.jp/soudan/index.html</a> チェーンメール等の迷惑メールについての相談や情報提供を行います。</p>	<p>◆学校生活相談センター 0120-0-78310 ネットトラブルはもちろん、学校生活全般における悩みについての相談窓口です。</p>

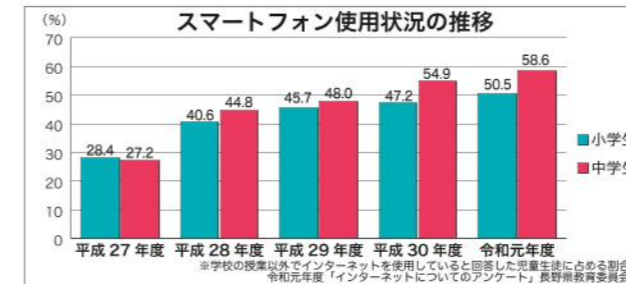
このリーフレットは、長野県教育委員会のホームページからダウンロードできます  
 県教育委員会HP>生徒指導>指導資料>指導資料一覧  
<http://www.pref.nagano.jp/kyoiku/kokoro/shido/shiryo/fichiran.html>

教職員向け「ネットトラブル指導」活用リーフレット

# ネット世界に生きる子どもたちとともに

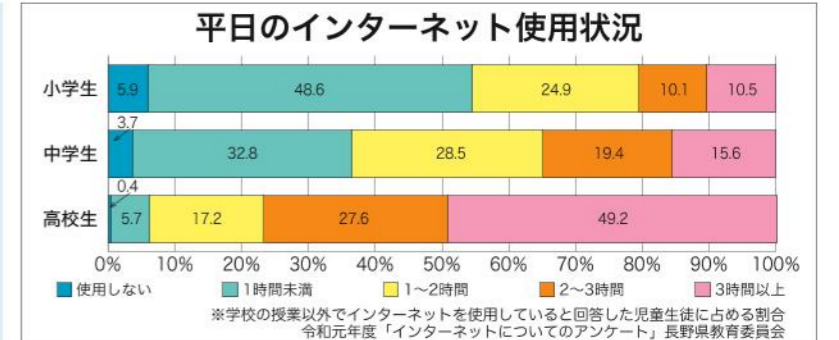
## データにみる長野県の子どもたちの現状

### スマホ、ネット使用の低年齢化・長時間使用が進んでいます



本県における小・中学生のスマートフォン(以下、スマホ)の使用状況は平成27年度から令和元年度までの間で約2倍に増加しており、令和元年度では半数以上の小・中学生がスマホを使用していることがわかりました。今や子どもたちにとってスマホは、ごく当たり前のコミュニケーションのためのツールと言えます。

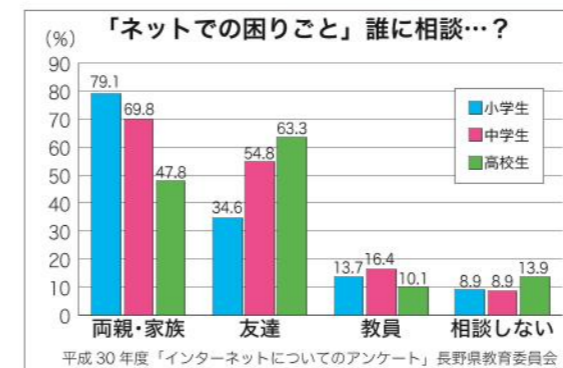
平日のインターネット(以下、ネット)使用時間は年齢が上がるにつれて長くなる傾向がみられます。高校生においては、約半数が学習目的以外でネットを1日に3時間以上使用。「深夜12時から翌朝4時の間に家で使用する」と回答した子どもは小学生4.7%、中学生30.5%、高校生63.5%でした。



## しかし子どもたちは自身のネット使用に不安を感じています

- 「ネットを使用する時間が「長すぎる…」と感じている」  
 小学生…35.3% 中学生…52.5% 高校生…72.7%  
 ネットの長時間使用が気になっている子どもたちの多くが、「家庭学習や睡眠の時間を十分にとることができていない」こと、「友だちや家族との直接の会話が減ってしまった」ことに対して不安を感じています。
- 「自分はネット依存なのでは…」と不安になる」  
 小学生…5.0% 中学生…18.3% 高校生…34.4%  
令和元年度「インターネットについてのアンケート」長野県教育委員会

## ネット使用で困ったら誰に相談・・・?



ネット使用での困りごとがあった場合、子どもたちは私たち教員を「あまり頼りにしてない」という結果となりました。その理由について子どもたちは、

- 本当は先生に相談にのってほしいけれども…
- ① そもそも先生たちはスマホやネットについて、よく知らないし、全否定する。
  - ② 相談すると、先生たちは「暴走」※する。

と考えているとの分析があります。  
※2ページ参照 竹内和雄著「スマホ時代に対応する生徒指導・教育相談」ほんの森出版

子どもたちの、ネット使用が原因の「基本的な生活習慣の乱れ」や「トラブル(いじめなどの問題行動等)・犯罪の発生」が多く報告されています。「本当は友だちや家族との直接の会話の時間を持ちたい」「本当は先生にも相談したい」という子どもたちの声を真摯に受け止め、今一度、生徒指導の「在り方」を整理してみましょう。





# 子どもたちの信頼に応えるために・・・

## 生徒指導の基本からネットトラブルへの対応を考えてみましょう

### 子どもたちへの支援・指導の基本

### 支援・指導の留意点

開発的なアプローチ	<p>◎「人と人との関わり」を意識した支援・指導に力を注ぐ</p> <p>「現実の世界では友達ができなかったからネット上で探すしかなかった」とネット依存の子どもたちの多くが話しています。子どもたちへの「友達づくり」の支援、「相手の立場に立って考え行動できる能力」を育むための支援・指導を意識的に行うことが大切です。</p>	<p>子どもたちが抱える課題の多くは「人との関わり」の不得手さにその原因があると考えられます。学校が子どもたちにとっての「保護因子」となるために「温かな集団づくり」を心がけます。</p>
予防的なアプローチ	<p>◎子どもたちにとって「効果的な」警鐘を鳴らす</p> <p>「人気アプリ等の落とし穴」「ネット使用における触法行為」などの客観的な事実や子どもたちの心に落ちる効果的な教材を提示し、「子どもたち自身、子どもたちどうして考える機会」を作りましょう。もしものための「相談窓口」を伝えておくことも忘れずに。(4ページ参照)</p>	<p>自身のスマホやネットの使用の在り方に対し、多くの子どもたちは、何らかの不安を感じています。「ネットばかりしていると…」と子どもたちの不安をあおるだけの警鐘は効果がありません。</p>
課題解決的なアプローチ	<p>①『初期対応』＝『子どもの安全の確保』</p> <p>“迅速” かつ “適切” に！</p>	<p>保護者はもちろん、事案によっては警察等外部機関と相談・連携し、子どもの安全を確保します。</p>
	<p>②「子どもの常識」を認めることから始める</p> <p>同じ価値観や目標を持つ人と、ネットの中だけでつながり交流を深めることは、子どもたちにとって当たり前のことです。ネット世界の「子どもの常識」を認めることから始めます。</p>	<p>一方的な「スマホやネットの否定や取り上げ」は効果がありません。むしろ、子どもたちの心を硬く閉ざしてしまう危険な行為と言えます。</p>
	<p>③被害児童生徒の思いに真剣に寄り添う</p> <p>被害児童生徒への支援で最も大切なことは、子どもの思いや希望に、その子どもの立場に立って、真剣に耳を傾けることです。ときには子どもがつく嘘につき合ってあげることも・・・。</p>	<p>「すぐに加害児童生徒を呼び出して叱る」「急いで謝罪の会を開く」ことを、子どもたちは先生の「暴走」※とよび、最も嫌います。</p>
	<p>④加害児童生徒の思いにも真剣に寄り添う</p> <p>問題行動に至る子どもたちもSOSを発しています。加害児童生徒の思いや希望を傾聴し、問題行動に至った背景をチームで分析した上で、被害者の立場に立った反省を促し、正しい成長へと導くための指導計画を練ります。</p>	<p>生徒指導は、子どもの更なる成長を支援するための教育活動です。丁寧な「寄り添い」「傾聴」「背景理解」は学校の指導に対する家庭からの信頼を高めます。</p>
	<p>⑤「大人の常識」を冷静に伝える</p> <p>「子どもの常識」を受け止めた上で、子どもの常識とは異なる「大人の常識」を、大人の責任として「冷静に」伝えます。日頃から子どもたちに、ネットトラブルに関わる客観的な事実と効果的な教材の提示をしておく、「子どもの常識」と「大人の常識」とのギャップは埋まりやすくなります。</p>	<p>私たち教員は、「ネット使用に関わる問題」は「命と人権の問題」であることを知っています。それを踏まえた上での「大人の常識」は、ネット世界で生きていく子どもたちを守る命綱です。</p>
	<p>⑥解決策は子どもたちとともに考える</p> <p>子どもたちはネットの世界と現実の世界を巧みに使い分けたり関連付けたりしています。子どもたちの思いや希望、周囲への影響について十分に配慮しながら、子どもたちとともに解決策を探ります。またネット上の子どもどうしのトラブルは、ネットの中から現実の世界に引っ張り出して解決を図ります。</p>	<p>ネットトラブルへの対応も従来の問題行動への対応と「基本」は全く同じ！子どもたちの更なる成長のための支援・指導を心掛けます。</p>

「もしも、トラブルが発生してしまったら・・・」



## 先生のためのワークシート 「子どもたちに人気のアプリ等を知ろう！」



子どもたちは様々なアプリケーションソフトやサービス(以下、アプリ等)を巧みに使い、ネット環境を楽しんでいます。しかしその一方で、SNSなどのコミュニケーションアプリ等の使用に起因するトラブルやネット犯罪に巻き込まれる事案が発生しています。ネットトラブル、ネット犯罪(被害・加害とも)を予防するために、子どもたちがよく使用しているアプリ等の「魅力」と「落とし穴」について確認しましょう。

**ネットではこんなことができる！  
だから子どもたちは使う！！**

**友達とのコミュニケーションを楽しみたい・・・**

- ・1日中無料で友達とつながることができる。
- ・グループを作り、グループ内だけの会話を楽しむことができる。
- ・ビデオ通話アプリで、相手の表情を見ながらのコミュニケーションが可能。

**どんなアプリ等があるか調べてみましょう！**

**アプリ等の落とし穴！よく発生するトラブル事例**

**ささいな誤解がいじめに発展・・・**

- ・メール(文字)を誤解して解釈する。  
例「今日のカラオケ、何で来るの？」
- ・単に、相手がメールに気づかなかつたり、忙しかつただけなのに「無視された」と誤解する。

→ 無視、グループ外しへと発展

**同じ趣味や関心を持つ人とつながりたい・・・**

- ・学校では出会えない、同じ価値観を持つ人との会話を楽しむことができる。
- ・個人情報を伏せることができるので、正直な自分の思いを話すことができる。
- ・普段と違う自分を気軽に演じることができる。

**不安や悩みを誰かに聞いてほしい・・・**

- ・悩みやネガティブな感情を思い切り吐き出すことができる。
- ・同じ悩みや感情を持つ人と共感し合うことで、安心感を得ることができる。
- ・心が病んでいる自分を認めてもらうことができる。

**ときには「やさしさ」も仇に・・・**

- ・安易に相手を信じたり、「やっと見つけた存在を失いたくない」との強い思いから、相手の要求を断りきれずに受け入れてしまう。

→ 自撮りポルノ画像の強要や拡散  
・性被害、金銭被害へと発展

**画像や動画を誰かに見てほしい・・・**

- ・画像や動画を友達と共有することができる。
- ・自分で加工、編集した画像や動画を、不特定多数の人から評価してもらえる。
- ・自分の画像をネットに掲載することにより有名人気分を味わうことができる。

**弱みにつけ込んだ悪質な買が・・・**

- ・自分を理解し、受け入れてくれる存在に対し、ついつい心を許してしまう。
- ・個人会話が可能でアプリへ誘導され、個人情報が漏洩してしまうことも・・・

→ 不特定多数からの誹謗中傷  
・家出、性被害・・・へと発展

**画像には個人情報満載！**

- ・多くの「いいね!(評価)」を求め、ついつい過激な内容を掲載。
- ・画像や動画をネット上に掲載。

→画像・動画情報から個人が特定。

→ 不特定多数からの誹謗中傷  
・個人情報の悪用  
・ストーカー被害

◎今の子どもたちが使っているアプリやサービスの一例です。自力での分類が難しい場合には「是非」子どもたちに聞いてみましょう！

Facebook	Instagram	LINE	Twitter	mixi	Skype	KoeTomo
YouTube	TikTok	ニコニコ動画	カカオトーク	ツイキャス	ぎゃるる	ORCA

**Point!** ネットトラブルは、子どもたちが本来「公の空間」であるはずのネットを「プライベート空間」のように使ってしまう、客観的認識力・規範意識・社会性の未成熟により発生します。ネット世界で生きていく子どもたちには、今までにも増した高いレベルの「自己指導力」と「社会的資質」※が必要であるという意識を強く持ち、日々の生徒指導に取り組むことが大切です。

※生徒指導は「自己指導力・社会的資質の育成」を目指して行なわれる教育活動です(生徒指導提要 文部科学省)